

名称	志吹地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市飾東町志吹の一部	面積	99.9 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“白山神社に守られた自然の中で、子供たちが楽しく遊ぶ、 あたたかいふれあいのまち 志吹”</p> <p>志吹地区は、田園・里山など自然豊かな環境のなかにあり、あたたかい地域コミュニティがあります。白山神社に見守られた中で、仲良く安心して暮らしながら新たな住民を受け入れ、地域資源や魅力を活かしながら、地域の伝統・文化、そして豊かな自然環境を継承していくものとします。</p>			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守る：白山神社からの集落景観、地域の伝統・文化を継承し、細やかな人のつながりで地域を守ります。 ・ 改善する・創る：生活道路の幅員確保などにより安全・安心な集落環境への改善を図り、快適なまちを創ります。 ・ 活かす：豊かな自然を活かした美しい田園景観を目指し、遊休農地等をよみがえらせて、活気あるまちづくりを進めます。 			
計画人口	昭和 46 年度以降で最大の人口（平成 4 年の人口）		330	人
目標戸数	昭和 46 年以降で最大の人口に戻すための戸数		131	戸
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域)	36.1 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区東部の池は、農業用のため池なので保全区域とします。 ・ 白山神社、次郎太郎稻荷神社は、歴史的な資産なので保全区域とします。 ・ 地区南部の墓地は、地区の大切な先祖が祀られているので保全区域とします。 ・ 里山の一部は、保安林、国有林に指定されているため保全区域とします。 			
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域)	25.1 ha
	・ 集落周辺の里山は、地域森林計画対象民有林に指定されているので森林区域とします。			
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域)	25.2 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するために、原則として第一種農地区域に指定された農地及び、集落周辺農地、里山と集落の間の農地等を農業区域とします。 			
エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域)	11.9 ha	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の住宅を中心とする区域及び有効活用すべき県道 65 号沿いの区域を、良好な生活環境の保全を図るとともに地区のコミュニティを維持していくため、戸建て住宅が建てられるように集落区域とします。 				

	オ その他区域	(その他区域)	1.6 ha
	・養鶏場や特別養護老人ホームは、既存の集落から離れておりその他区域とします。		
取り 組み	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 地区全体で行う白山神社や次郎太郎稲荷神社のお祭り、地蔵盆などの伝統・文化を地区の財産として継承していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 古くからの集落にある細やかな近所づきあいを、これからも大切にしていきます。</p> <p>【自然環境の保全】 長閑な田園風景、季節の移ろいを感じることができる豊かな自然環境を守っていきます。</p>	
	改善する ・創る	<p>【生活道路の改善】 生活道路について、緊急車両が通れるよう建築時には道路の幅員を4m以上確保することを目標とします。</p> <p>【里山・農地等の維持管理】 野生動物による被害対策などを行い、里山や農地の維持管理を進めます。</p>	
	活かす	<p>【PR】 志吹地区の自然豊かで静かな住みやすい住環境や農業をしやすい環境などの魅力を、新たな入居者へアピールしていくように努めます。</p> <p>【農地の活用】 休耕田等の農地について、住宅地への転換、花畑を作るなどでの田園景観の演出、地物野菜で特徴ある農業に取り組むことなどによる有効活用に努めます。 農業初心者や営農希望者には、希望があれば営農の仕方や耕作機械の操作方法の指導などにより農業者の支援に努めます。</p>	
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】 志吹地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、志吹地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としています。 地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】 志吹地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	